

保安指導実施要領（概要）

1．保安指導制度の目的

鉱山における保安技術の向上、リスクマネジメントの定着及び保安教育の推進を図るため保安指導員制度を設け、もって鉱山災害及び鉱害の防止を期することを目的としています。

2．保安指導員

保安指導員は、社会的信望があり、かつリスクマネジメント又は鉱山保安に関し学識経験を有する者のうちから産業保安監督部長、産業保安監督部支部長又は産業保安監督事務所長（以下「産業保安監督部長等」という。）が委嘱します。

3．保安指導の実施要件

産業保安監督部長等は、次のいずれかに該当し必要があると認めるときは、保安指導員を委嘱して、保安指導を実施します。

なお、次の（２）については、産業保安監督部長等は、保安指導を受ける鉱山の同意を得ることとします。

（１）鉱山から保安指導の申込みがあったとき。

（２）産業保安監督部が、鉱山において保安指導を行うことが有効であると認めるとき。

4．保安指導の区分

保安指導業務の区分は、次のとおりです。

（１）保安技術指導

鉱山保安技術について、指導を行います。

（２）リスクマネジメント指導

リスクマネジメントに関する全般又はその一部について、指導を行います。

（３）保安教育

保安技術及び実例教育を主体とした保安教育を行います。

5．保安指導の申込み

保安指導の申込みは、様式第１号による申込書によって産業保安監督部長等に行うものとしします。

なお、複数の鉱山で申込みすることも可能で、この場合は代表鉱山が行うものとしします。

6．対象鉱山の選定

対象鉱山の選定に当たっては、産業保安監督部長等は、災害の発生状況、リスクマネジメントの導入・定着の状況及び保安教育の状況を勘案し、必要と認められる鉱山を優先的に選定します。

様式第 1 号

保安指導申込書

本指導を受けたいので、下記により申込みます。

記

1. 鉱山名	
2. 所在地	
3. 鉱業権者名	
4. 鉱種別	
5. 鉱山労働者数	
6. 最近 1 ヶ年の生産量	
7. 希望する指導区分 (該当するものに を付ける こと。)	1 保安技術指導 2 リスクマネジメント指導 3 保安教育
8. 希望期日	年 月 日 ~ 月 日
9. 希望事項	
10. 連絡責任者職氏名	

北海道産業保安監督部長 殿

年 月 日

鉱山名
鉱業権者名

印